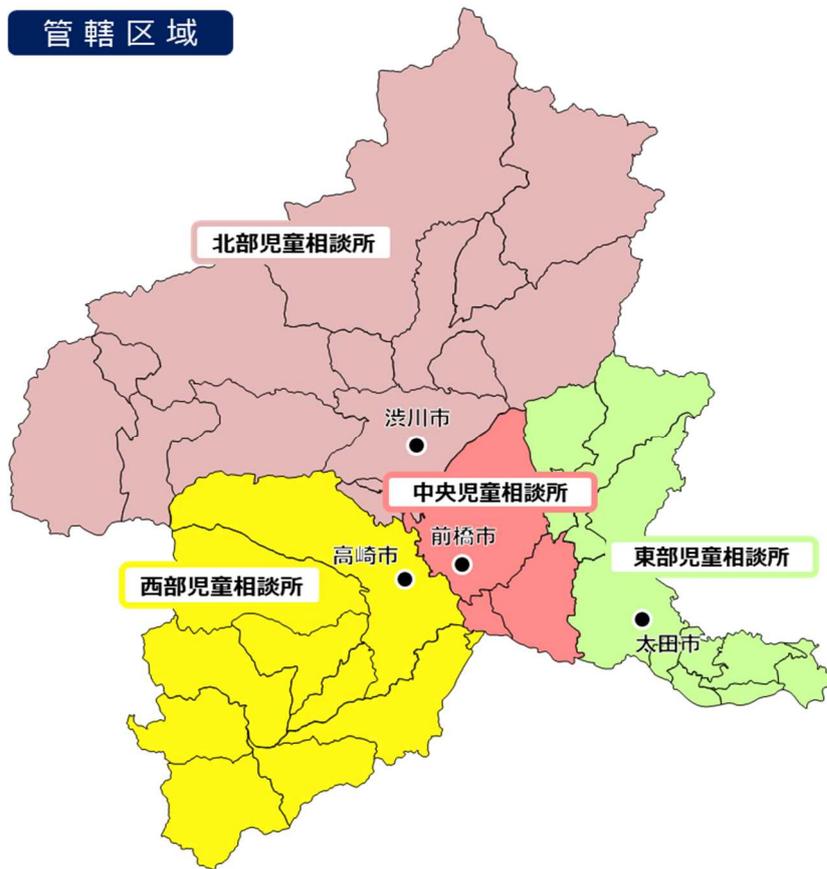


令和5年版

事業概要

(令和4年度事業実績)



群馬県中央児童相談所

群馬県北部児童相談所

群馬県西部児童相談所

群馬県東部児童相談所

はじめに

新型コロナウイルス感染症により、本県でも児童を取り巻く環境は大きな影響を受けましたが、5類感染症に移行したことで、徐々に以前の生活を取り戻しつつあります。

さて、コロナ禍にあった令和4年度に本県の児童相談所が受け付けた相談件数は12,047件と、前年度比16件の減少となりましたが、うち児童虐待相談件数は1,977件で、前年度比68件の増加となりました。この件数は児童虐待の防止等に関する法律が施行された平成12年度からほぼ増加傾向で推移してきており、虐待などで困難を抱える家庭への支援は引き続き重要なテーマです。

このため、本県においては、令和2年度に県内2か所目の一時保護所を東部児童相談所に設置し、また、今年4月には北部児童相談所を新設し、併せて職員の増員も計画的に行い、児童相談所の体制強化を図っているところです。

さらに、令和3年4月に「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例」を施行し、児童虐待通告受理後24時間以内に安全確認することを明文化するとともに、保護者支援のためのプログラムの活用等を推進しています。

この事業概要は、令和4年度の本県における児童相談所の相談・援助業務の実績をまとめたものです。皆様の日々の業務に御活用いただければ幸いです。

今後とも、本県の児童福祉推進のため、特段の御理解、御協力をお願い申し上げます。

令和5年10月

群馬県中央児童相談所長 入澤 康行

群馬県北部児童相談所長 青柳 尚志

群馬県西部児童相談所長 笛木 浩

群馬県東部児童相談所長 小林 豊

児 童 憲 章

(昭和26年5月5日制定)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がうちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

目 次

I	児童相談所の機能と役割	1
1	児童相談所の機能	1
2	児童相談所の役割	1
3	児童相談の種類と内容	2
4	児童相談の流れ	3
II	管内概況	4
III	各児童相談所の概要	6
1	中央児童相談所の概況	6
2	北部児童相談所の概況	10
3	西部児童相談所の概況	12
4	東部児童相談所の概況	14
IV	事業の状況	17
1	相談受付の状況	17
2	児童心理司活動状況	23
3	児童福祉司活動状況	24
4	一時保護の状況	25
5	その他の事業の実施状況	27

統 計 表

表 1	相談経路別受付状況	36
表 2	相談種別受付状況	37
表 3	虐待相談の状況	38
表 4	市町村別相談種別受付状況	39
表 5	相談種別年齢別受付状況	41
表 6	相談種別対応状況	48
表 7	調査・診断及び心理療法・カウンセリングの状況	52
表 8	児童心理司による集団療法の状況	54
表 9	療育手帳の判定状況	54
表 10	特別児童扶養手当相談件数	54
表 11	児童心理司 受付形態別相談件数	54
表 12	児童福祉施設等の措置及び指定発達支援医療機関委託等状況	55
表 13	施設入所児童等の措置解除の理由	56
表 14	里親及び委託児童の状況	57
表 15	年齢別在宅重症心身障害児（者）数	58
表 16	措置の停止並びに措置中等の調査・診断・指導	59
表 17	郡市別一時保護児童数	59
表 18	一時保護児童相談別援助状況	60

表 1 9	一時保護児童性別年齢別状況	6 1
表 2 0	一時保護児童在所日数	6 2
表 2 1	月別一時保護児童の状況(延人員)	6 3
表 2 2	一時保護児童受診の状況(中央児相・東部児相)	6 3
表 2 3	児童福祉司活動状況	6 4
表 2 4	「こどもホットライン24」電話相談等の状況	6 5
《参 考》	関係施設一覧	6 6

I 児童相談所の機能と役割

児童相談所とは

児童相談所とは、児童福祉法第12条の規定に基づく児童福祉のための専門機関で、すべての都道府県及び指定都市、児童相談所設置市等に設置されています。

市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、児童に関する家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に適切な援助を行う行政機関です。

そのために必要な調査・判定を行い、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護して、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行います。

1 児童相談所の機能

児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、次の機能等を十分に発揮・活用し、その任務を果たしていきます。

(1) 基本的機能

①市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

②相談機能

児童に関する家庭・その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて児童の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助指針(援助方針)を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した児童の援助を行う機能

③一時保護機能

必要に応じて児童を家庭から離して一時保護する機能

④措置機能

児童又はその保護者を児童福祉司、児童委員(主任児童委員を含む。)、児童家庭支援センター等に指導させ、又は児童を児童福祉施設、指定発達支援医療機関に入所若しくは委託させ、又は里親に委託する等の機能

⑤障害児支援機能

知的障害児が福祉サービスを利用しやすくために発行される療育手帳の判定や、特別児童扶養手当診断書発行、重症心身障害児判定、障害児入所施設等利用契約等の機能

(2) 民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができます。

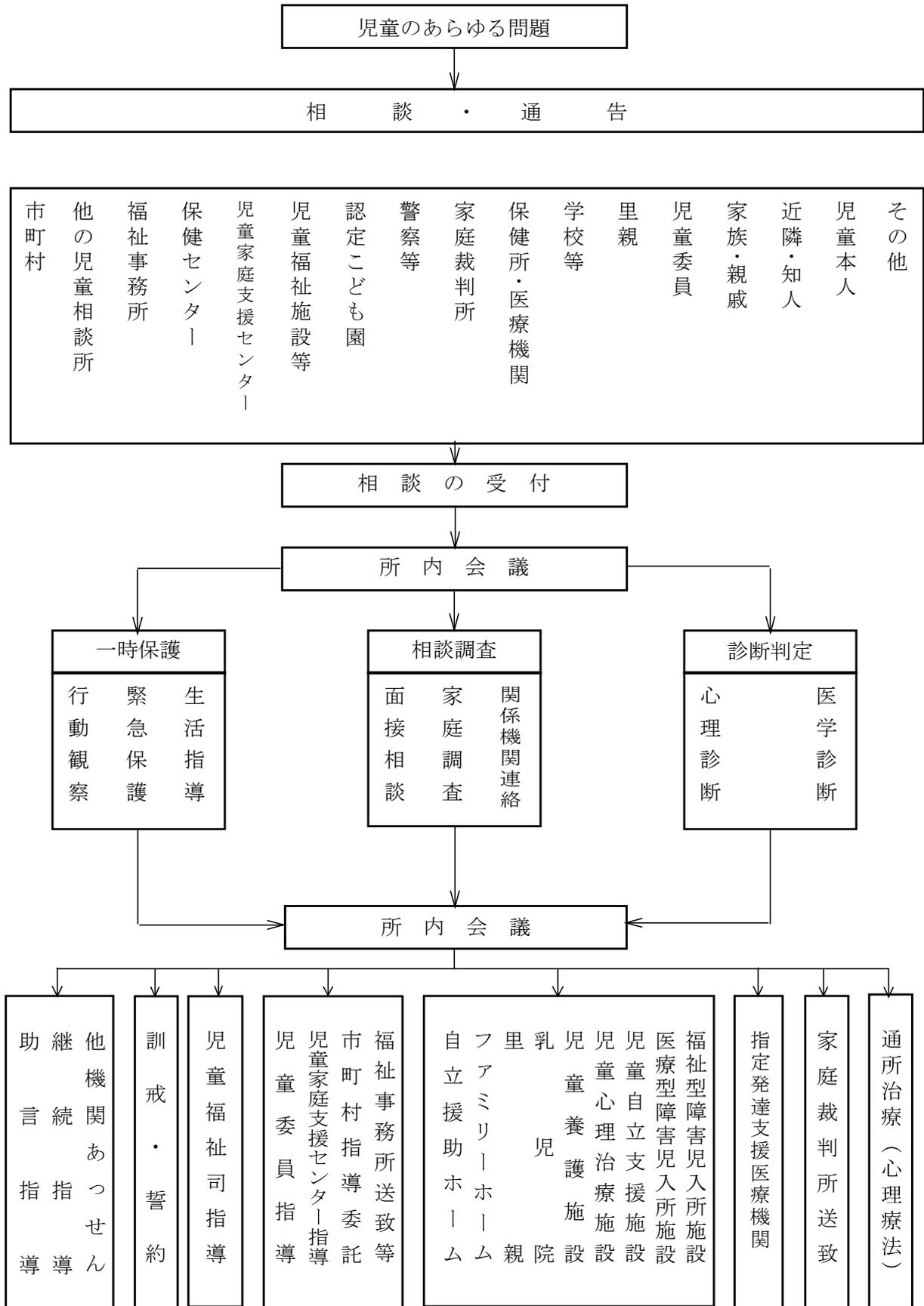
2 児童相談所の役割

市町村が児童相談窓口として明確化されたことにより、市町村への援助及び介入的な関わりが必要な困難事例、一時保護や施設入所、専門的ケアが必要な事例への対応に役割が重点化され、児童家庭相談体制の充実を図ることとされています。

3 児童相談の種類と内容

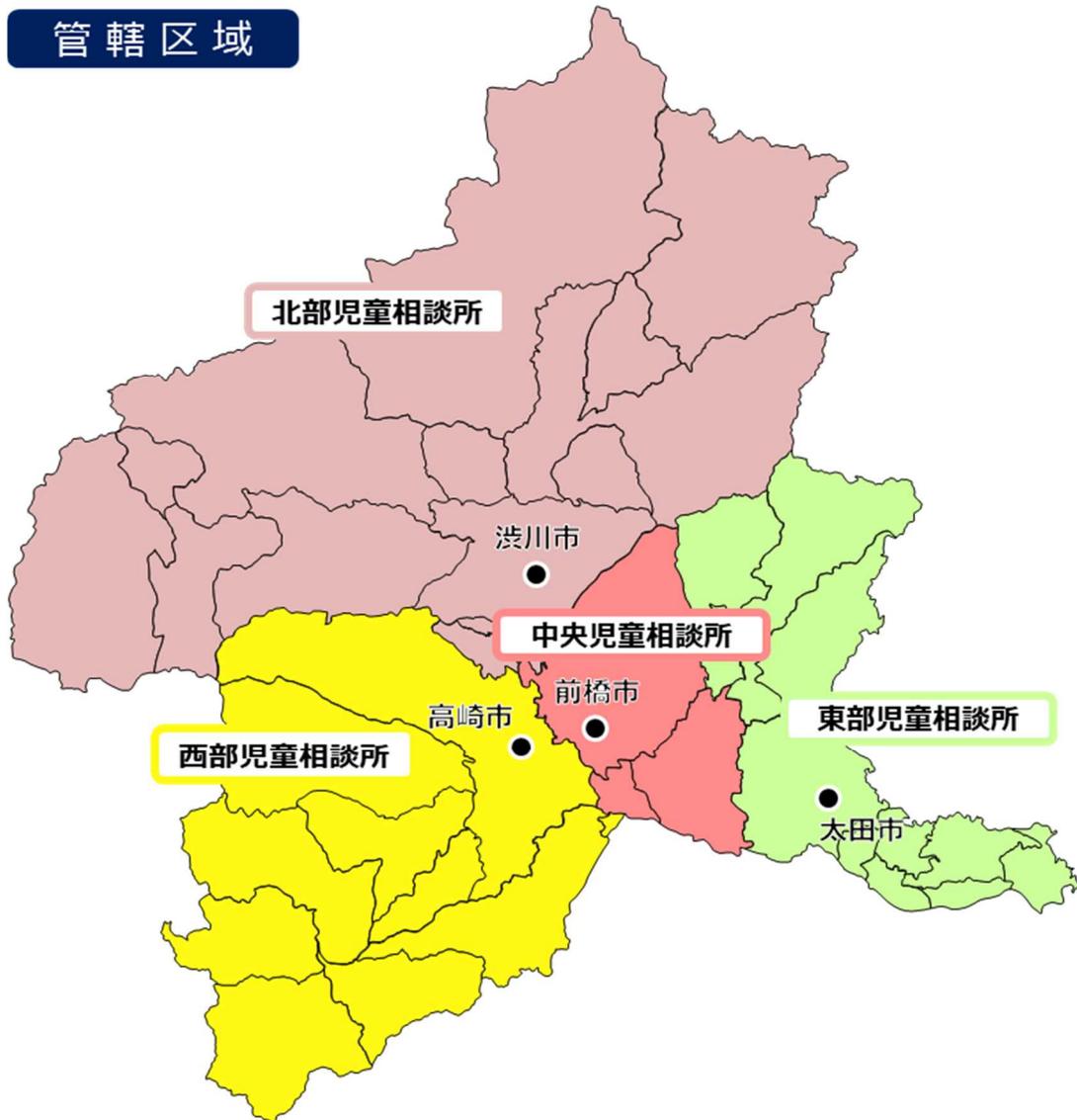
種 別		内 容
養護 相談	1 児童虐待相談	身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）に関する相談
	2 その他の相談	保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健 相談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障害 相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別に分類される）
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非行 相談	10 ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。（受け付けた時には通告がなくても調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談を含む）
育成 相談	12 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別に分類される）
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

4 児童相談の流れ



Ⅱ 管内概況

所管区域図



面積	構成比
476.81Km ²	7.5%
3,332.89Km ²	52.4%
1,700.88Km ²	26.7%
851.75Km ²	13.4%
6,362.33Km ²	100.0%

区分	総人口	構成比
中央	575,643人	30.1%
北部	233,901人	12.2%
西部	554,225人	29.0%
東部	549,423人	28.7%
全県	1,913,192人	100.0%

区分	1Km ² 当り
中央	1,207.3人
北部	70.2人
西部	325.8人
東部	645.1人
全県	300.7人

区分	児童人口	構成比
中央	81,126人	30.5%
北部	29,943人	11.3%
西部	77,047人	29.0%
東部	77,644人	29.2%
全県	265,760人	100.0%

(注1) 総人口及び児童人口については、「群馬県年齢別人口統計調査結果」(R4.10.1現在)による。

(注2) 構成比は小数点以下の端数処理により合計が100%にならないことがある。

管内別の人口及び児童人口

児相別	市町村別	世帯数	人口	児童（0歳～17歳）人口									
				0歳～1歳	2歳～3歳	4歳～5歳	6歳～7歳	8歳～9歳	10歳～11歳	12歳～13歳	14歳～15歳	16歳～17歳	合計
中央児相	前橋市	144,055	328,964	4,197	4,250	4,505	4,778	4,990	5,066	5,317	5,489	5,473	44,065
	伊勢崎市	88,239	210,888	2,946	3,239	3,246	3,562	3,648	3,806	3,918	4,073	4,091	32,529
	玉村町	15,334	35,791	454	445	442	467	494	535	552	566	577	4,532
	計	247,628	575,643	7,597	7,934	8,193	8,807	9,132	9,407	9,787	10,128	10,141	81,126
北部児相	沼田市	19,007	44,078	393	463	541	583	652	619	673	824	853	5,601
	渋川市	29,319	72,703	737	792	846	932	1,007	1,116	1,145	1,171	1,228	8,974
	榛東村	5,318	14,209	180	220	277	271	239	237	259	269	266	2,218
	吉岡町	8,286	22,341	464	455	439	500	450	459	486	471	443	4,167
	中之条町	6,253	14,848	144	128	133	170	168	183	229	223	257	1,635
	長野原町	2,278	5,029	52	47	41	57	42	64	71	74	74	522
	嬭恋村	3,803	8,867	93	91	110	105	108	129	125	156	133	1,050
	草津町	3,228	5,895	37	37	56	51	62	66	55	69	62	495
	高山村	1,004	3,209	26	50	34	40	44	53	54	51	52	404
	東吾妻町	5,045	12,140	69	103	113	137	146	150	172	195	174	1,259
	片品村	1,597	3,802	29	35	34	31	44	46	61	62	72	414
	川場村	994	3,380	31	30	38	57	47	62	52	53	68	438
	昭和村	2,733	6,826	64	88	92	102	104	124	114	116	115	919
	みなかみ町	7,004	16,574	129	174	174	181	218	202	220	239	310	1,847
計	95,869	233,901	2,448	2,713	2,928	3,217	3,331	3,510	3,716	3,973	4,107	29,943	
西部児相	高崎市	163,701	370,257	4,770	5,259	5,652	5,889	6,123	6,285	6,617	6,856	6,900	54,351
	藤岡市	25,530	61,920	607	665	772	798	898	968	1,093	1,098	1,189	8,088
	富岡市	18,636	46,096	397	456	568	633	685	732	791	788	867	5,917
	安中市	22,239	53,545	482	528	616	676	713	764	908	903	922	6,512
	上野村	542	1,070	11	14	18	17	15	18	16	12	10	131
	神流町	799	1,550	6	4	4	6	9	12	8	12	9	70
	下仁田町	2,808	6,135	21	30	26	48	37	46	60	52	75	395
	南牧村	762	1,472	4	3	4	3	1	9	10	5	2	41
	甘楽町	4,684	12,180	124	115	152	168	163	191	197	219	213	1,542
	計	239,701	554,225	6,422	7,074	7,812	8,238	8,644	9,025	9,700	9,945	10,187	77,047
東部児相	桐生市	44,742	102,749	797	947	1,093	1,200	1,306	1,381	1,545	1,710	1,666	11,645
	太田市	93,827	221,283	3,072	3,235	3,634	3,815	3,933	4,179	4,338	4,384	4,345	34,935
	館林市	32,104	74,385	783	843	932	1,046	1,140	1,303	1,270	1,330	1,398	10,045
	みどり市	19,675	48,911	591	619	684	728	789	816	872	977	958	7,034
	板倉町	5,581	13,704	72	116	104	165	184	215	243	240	232	1,571
	明和町	4,087	10,611	116	138	132	168	173	186	197	193	202	1,505
	千代田町	4,205	10,712	113	130	150	147	187	174	183	200	207	1,491
	大泉町	19,471	42,000	579	612	638	654	679	683	730	742	736	6,053
	邑楽町	9,926	25,068	269	283	322	371	357	390	420	485	468	3,365
計	233,618	549,423	6,392	6,923	7,689	8,294	8,748	9,327	9,798	10,261	10,212	77,644	
合計	816,816	1,913,192	22,859	24,644	26,622	28,556	29,855	31,269	33,001	34,307	34,647	265,760	
児童人口構成比			8.6%	9.3%	10.0%	10.7%	11.2%	11.8%	12.4%	12.9%	13.0%	100.0%	

(注) 世帯数については「群馬県移動人口調査結果」(R4.10.1現在)、人口及び児童人口については「群馬県年齢別人口統計調査結果」(R4.10.1現在)による。